

3 源泉所得税

(3) 配当所得の課税状況

区 分	一 般 課 税 分		非 課 税 分	源泉分離（選択）課税適用分	
	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	支 払 金 額	源泉徴収税額
	千円	千円	千円	千円	千円
利益又は利息の配当、剰余金の分配、 基金利息の分配、特定証券投資法人の 投資口の配当等	158,948,413	30,586,904	12,591,026	—	—
公募・私募証券投資信託の収益の分配 及び特定株式投資信託の収益の分配	19	1	235	—	—
計	※ 158,948,432	30,586,905	※ 12,591,261	※ —	—

調査対象等：配当等の支払者から平成17年4月30日までに提出された「法定資料の合計表（配当等の支払調書）」及び平成16年2月から平成17年1月までに提出された「配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(4) 上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	源泉徴収選択口座内 調整所得金額等	源 泉 徴 収 税 額
	千円	千円
源泉徴収選択口座内保管 上場株式等の譲渡所得等	110,121,265	7,545,459

調査対象等：平成16年2月から平成17年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(5) 報酬・料金等所得の課税状況

区 分	人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	16 年 / 15 年	
	人	千円	千円	%	
法第 204 条 該 当	原稿料、作曲料、放送謝金、講演 料等の報酬又は料金	304,315	25,825,856	2,604,924	93.0
	弁護士、税理士等の報酬又は料金	526,125	216,284,839	22,600,792	100.2
	診 療 報 酬	14,653	240,908,821	21,018,952	96.0
	職業野球の選手、騎手、外交 員等の報酬又は料金	89,429	135,261,521	8,374,724	95.7
	芸能等についての出演・演出等の 報酬又は料金	13,714	5,689,395	575,913	95.0
	バー、キャバレーのホステス等 の報酬又は料金	16,343	25,828,798	1,561,223	102.1
	契 約 金 ・ 賞 金	1,544	4,219,077	251,921	104.5
	小 計	966,123	654,018,307	56,988,449	97.6
	法第 203条の2該当（公的年金等）	183,592	178,526,119	1,671,415	100.4
	法第 207条該当（生命保険契約等に基づ く年金）	220,465	74,928,193	434,857	117.7
法第 174条該当（馬主に支払われる競馬 の賞金等）	285	2,241,984	211,097	34.4	
計	※ 1,370,465	※ 909,714,603	※ 59,305,818	97.2	
災害減免法により徴収猶予したもの	—	—	—	—	

調査対象等：報酬・料金等の支払者から、平成17年4月30日までに提出された「法定資料の合計表（報酬・料金・契約金及び賞与の支払調書）」及び平成16年2月から平成17年1月までに提出された「報酬・料金等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(注) この表の「人員」に関する部分は、標本調査に基づく推計値である。

合 計		
支 払 金 額	源泉徴収税額	16 年 / 15 年
千円	千円	%
171,539,439	30,586,904	101.9
254	1	0.0
※ 171,539,693	※ 30,586,905	101.8

(6) 非居住者等所得の課税状況

区 分	人員	支 払 金 額			源泉徴収 税 額	左のうち租税特別措置法又は租税条約により課税の 軽減を受けたもの			
		課税分	非課税又は 免税分	総 額		適用の内容	人員	支払金額	源 泉 徴 収 税 額
	人	千円	千円	千円	千円		人	千円	千円
公社債・預貯金の利子等	—	168,231	—	168,231	19,668	租税特別措置法 又は租税条約の 適用を受けたもの	—	—	—
利益又は利息 の配当、剰余 金の分配、基 金利息の分 配、特定証券 投資法人の投 資口の配当 等、公募・私 募証券投資信 託の収益の分 配及び特定株 式投資信託の 収益の分配	一 般 分 6,244	5,282,919	—	—	465,491				
源泉分離選択 課税適用分	—	—	—	—	—				
小 計	6,244	5,282,919	29,708	5,312,627	465,491	租税条約の適用 を受けたもの	225	2,003,137	126,890
匿名組合契約に基づく収益の分配	—	1,539	—	1,539	308				
給 与 ・ 賞 与 等	5,148	5,907,610	3,544,655	9,452,265	973,654	租税条約の適用 を受けたもの	—	—	—
退 職 所 得	29	169,502	1,686	171,188	33,971	租税条約の適用 を受けたもの	—	—	—
役 務 の 報 酬	2,010	4,237,944	210,204	4,448,148	831,668	租税条約の適用 を受けたもの	—	—	—
工業所有権その他の技術に関する権利 等の使用料又はその譲渡による対価	275	20,772,651	2,295,624	23,068,275	2,116,750	租税条約の適用 を受けたもの	162	18,362,451	1,850,910
著作権の使用料又は その譲渡による対価	36	753,663	1,465	755,128	86,661	租税条約の適用 を受けたもの 租税特別措置法又 は租税条約の適用 を受けたもの	25	611,267	59,531
貸 付 金 の 利 子	515	354,198	—	354,198	38,855	租税条約の適用 を受けたもの	450	319,910	31,972
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定 又は航空機、船舶の貸付による所得	506	980,128	952	981,080	176,038	租税条約の適用 を受けたもの	—	—	—
機 械 等 の 使 用 料	21	115,818	—	115,818	11,698	租税条約の適用 を受けたもの	8	X	X
土地等の譲渡による対価	12	650,530	—	650,530	64,613				
人的役務提供事業の対価	700	751,853	209,475	961,328	125,212	租税条約の適用 を受けたもの	2	X	X
生命保険契約等に基づく年金	1,039	285,570	—	285,570	2,440				
賞 金	11	13,051	—	13,051	2,555	租税条約の適用 を受けたもの	—	—	—
合 計	—	40,445,207	※6,293,769	※46,738,976	※4,949,582	計	872	21,492,379	2,088,864

調査対象等：平成17年4月30日までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「法定資料の合計表（非居住者等に支払われる給与等の支払調書）」及び平成17年1月までに提出された「非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(注) この表の「人員」に関する部分は標本調査に基づく推計値である。